

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	MSY5100000012	仕様書番号
日本薬局方、クエン酸		EM-T130533D
	作成	平成25年 6月10日
	変更	平成31年 3月26日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の日本薬局方、クエン酸水和物について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2 カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（以下、“医薬品医療機器等法”という。）

日本薬局方（明治19年内務省令第10号）

## 2 一般的な事項

“医薬品医療機器等法”によって、医薬品として製造（輸入）承認された製品であるものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様書及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

### 3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

## **4 品質保証**

品質保証は、次による。

- a) 納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期において、製造後12か月以内とする。ただし、製造後12か月以内の製品が納品できない場合は、流通している最新の製造年月である証明を、納入時に添付するものとする。
- b) 納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、同一ロット製品とするが、同一ロットでの納品が不可能な場合は、使用期限を同一のものとする。
- c) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## **5 出荷条件**

### **5.1 包装**

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### **5.2 包装の表示**

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## **6 その他の指示**

### **6.1 提出書類**

提出書類は、図1によるものとし、契約の相手方は、納品書に図1を添付して提出するものとする。ただし、使用期限、ロット番号等がない製品については、図1の該当欄に斜線を付すものとする。

### **6.2 仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。

## 納 入 品 証 明 書

住 所

会 社 名

代表者名

契 約 番 号

調達要求番号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

•  
•  
•

納入品は、上記内容に相違ありません

(元号) 年 月 日

図1—納入品証明書

## 調達品目表

調達要求番号	2PRZ1C30001	作成部隊等名	関東補給処用賀支処
調達要求年月日	令和4年3月11日	作成年月日	平成31年3月26日
仕様書番号	EM-T130533D		

### 1 調達品目

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	
日本薬局方, クエン酸水和物	日医工(株) 日興製薬(株) 山善製薬(株) 小堺製薬(株) ヨシダ製薬(株) 健栄製薬(株)	クエン酸「日医工」 500 g クエン酸水和物原末「ニッコー」 500 g クエン酸「ヤマゼン」 500 g クエン酸「コザカイ・M」 500 g クエン酸水和物「ヨシダ」 500 g クエン酸「ケンエー」 500 g
		又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
<b>注<sup>a)</sup></b>	この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

### 2 性能等

同等と判断する要求基準は次による。

- a) 日本薬局方によって規定された“クエン酸水和物”とする。
- b) 組成は、1 g 中に日本薬局方クエン酸水和物 1 g を含有するものとする。
- c) 質量は、500 g 以上とする。